

財政指標に関する用語

実質赤字比率（じっしつあかじひりつ）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」といいます。）に定められた指標の一つで、一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

市においては、12.65%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

連結実質赤字比率（れんけつじっしつあかじひりつ）

財政健全化法に定められた指標の一つで、市の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

市においては、17.65%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。

実質公債費比率（じっしつこうさいひりつ）

公債費（地方債の元利償還金）の水準を測る指標であり、財政健全化法に定められた指標の一つでもあります。一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、従来から用いられてきた「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分などが要素に加えられています。

市においては、25%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となります。

将来負担比率（しょうらいふたんひりつ）

財政健全化法に定められた指標の一つで、地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

市においては、350%以上で財政健全化団体となります。

資金不足比率（しきんふそくひりつ）

財政健全化法にて上記の4つの指標とともに定められており、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

比率は各公営企業会計ごとに算定することとされており、20%以上で経営健全化団体となります。